

社会福祉法人邦進会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦進会（以下、「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定める。

(理事会への出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席した場合は、交通費を含め 20,000 円を支給する。

(理事の報酬)

第3条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する施設介護サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、30,000 円を支給する。

第4条 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、20,000 円を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、50,000 円を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、交通費を別途実費支給する。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 9 月 26 日